

## 序章 ガイドラインの改訂にあたって

昨今、社会や経済分野まで記載したサステナビリティレポートや社会・環境報告書が発行されています。環境配慮促進法では、これらの名称や環境以外の分野に関する情報の記載の有無、報告を発信する媒体を問わず事業者が自らの事業活動に伴う環境配慮の状況について定期的に公表しているものを「環境報告書」と定義しています。今回の改訂では、環境報告書の名称や報告の内容が多様化したことに鑑み、本ガイドラインの位置づけを環境報告書で定期的に環境情報の報告を行う際のあり方を示す指針としました。そのため、「環境報告書」という名称以外の環境報告書作成の際にも利用可能であることを明確に示す「**環境報告ガイドライン**」と名称を改めました。

### 1. ガイドラインの目的と内容

このガイドラインでは、環境報告書で事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の状況について定期的に公表することを「環境報告」と呼びます。このガイドラインは、初めて環境報告書を作成し環境報告を行おうと考えている事業者の方々はもとより、既に環境報告を行っている事業者の方々にも、「環境経営」を行う上でより充実した実務的な手引きとなるよう作成したものです。そのため、環境報告に係る国内外の最新の動向を踏まえ、その望ましいと思われる方向及び内容を取りまとめました。

環境報告を行う際には、第1章の環境報告書の定義、基本的機能及び原則等を参考にして、その作成に取り組んでいただき、さらには環境報告として記載することが必要と考えられる項目等を取りまとめている第2章、第3章を参考に、その項目や内容を検討していただきたいと思います。

第2章の「環境報告の記載項目の枠組み」では、環境報告書に記載する環境報告の内容として5分野29項目（第4章「社会的取組の状況」を含む）を説明し、第3章「環境報告における個別の情報・指標」では環境報告の項目毎に、次の2種類の情報・指標を列挙しました。

#### (1)記載する情報・指標

全ての事業者に共通して重要性があると考えられる環境情報・指標

#### (2)記載することが期待される情報・指標

環境報告書の基本的機能を踏まえ、持続可能な社会の構築に向けて、必要に応じて、記載することが期待される情報・指標

また、第4章「社会的取組の状況」に社会面の報告のための情報・指標を記載しました。さらに第5章では、環境報告の充実に向けた今後の課題を記載しています。

このガイドラインでは、環境報告書に記載する環境報告の情報・指標を示すとともに、それぞれの項目や情報・指標について、具体的な例示やその環境上の課題や

意義、指標算定にあたっての留意点の解説もしていますので、ステークホルダー\*が、環境報告を読んだり、分析したりする上での手引きとして活用していただくことも期待しています。

しかし、本ガイドラインで取り上げた項目及び情報・指標は限定列挙的に規定したのではなく、現時点での検討結果を取りまとめたものです。ステークホルダーの関心が高いもの等については、環境保全上の支障が生じることについて必ずしも科学的に十分には証明されていないものも含め、当該事業者自身が重要性の判断を行い、本ガイドラインでは取り上げていない項目や内容であっても積極的に記載していくことが必要です。

## 2. ガイドラインの対象

現在、我が国においては、環境報告書を作成・発行する事業者等は増加しつつあるものの、事業者全体に占める割合は少ないと推定されます。まずは、資金及び人材が比較的豊富である事業者を中心とした自主的かつ積極的な取組が必要ですが、将来的には、全ての事業者が作成・公表していくことが望まれます。

「循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月閣議決定）」においては、取組目標の一つとして、上場企業の約50%及び従業員500人以上の非上場企業の約30%が環境報告書を公表することを掲げています。また、「環境配慮促進法」においても、大企業者は環境報告書の公表や環境配慮等の状況の公表に努めることと規定しています。

このガイドラインは、環境報告書で環境報告を行う全ての事業者を対象としていますが、特に上場企業や従業員500人以上の非上場企業等の大規模事業者にあっては、このガイドラインに示した項目や情報を盛り込んだ、できるだけ質の高い環境報告を行うことが期待されます。また、環境報告書の作成を始めたばかりの事業者や、中小事業者（工場等のサイト単位を含む）にあっては、このガイドラインを参考に、可能なところから段階的に取り組むことが望まれます。

一方、環境配慮促進法の中で環境報告書の公表が義務づけられている特定事業者については、このガイドライン及び、「環境報告書の記載事項等の手引き」を参照しつつ、「環境報告書の記載事項等に関する告示」に示された「環境報告書の記載事項等」を網羅した環境報告書を作成することが期待されます。

なお、環境省では別途、中小事業者が、比較的容易に環境経営システムの構築及び運用、事業活動における環境配慮の取組の実施及び環境報告書の作成ができるよう「エコアクション21」（環境経営システム・環境活動レポートガイドライン 2004年版）を策定しています。この「エコアクション21」に規定する「環境活動レポート」の要件を満たして作成・公表されたものは、環境報告書の範疇に含まれます。平成16年度より財団法人 地球環境戦略研究機関で認証・登録制度を実施しており、この制度では認証・登録を受けた事業者名及び環境活動レポートを公表しています。

### 3．創意工夫の勤め～特色ある環境報告を～

環境報告書は、事業者が社会に対して自らの事業活動に伴い発生した環境負荷についての説明責任を果たし、ステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供するものであり、環境コミュニケーションの重要なツールとして社会的に記載すべき項目や内容があると考えられます。

しかしその一方で、環境報告書は、環境報告書を活用したステークホルダーとのコミュニケーションのあり方を考慮に入れつつ、事業者の経営方針や考え方、風土や特徴を反映させて作成されるべきものです。その点では環境報告を行う項目や記載情報、さらには紙媒体だけでなくインターネット等の活用も含めた公表の方法等について、各事業者の「創意工夫」が求められます。

事業者には、このガイドラインを踏まえた上で、各事業者の特色が反映された環境報告書を作成・公表することを期待しています。

このガイドラインの普及状況を確認し、内容の継続的改善を図っていくため、このガイドラインに準拠して環境報告書を作成した場合には、環境報告書にその旨を明記することを希望しています。本ガイドラインが環境報告書に記載する環境に関する項目として掲げている5分野29項目全てを記載している場合、もしくは記載しない項目については、その理由を記載している場合は準拠しているとみなします。また、記載した内容と本ガイドラインが示す29項目との関わりを何らかの形で明示することが期待されます。

## 4. 既存ガイドライン等との関係

環境報告書の内容に関するガイドラインや手引きとして次のものがあります。

「環境報告書の記載事項等の手引き」(平成 17 年 12 月)

環境報告書の普及により、環境に配慮した事業活動の促進を図るため、平成 16 年 5 月に、環境配慮促進法が成立しました。この中で、環境報告書を作成・公表する義務のある一定の要件を満たした特定事業者においては、「告示」に定めた環境報告書に記載すべき項目や記録の方法(以下、「記載事項等」)に従って作成・公表するように努めることとされています(法第 9 条第 2 項)。この手引きは、「記載事項等」を詳細に、かつ分かりやすく解説するために作成したもので、特定事業者を主な対象としていますが、環境報告書の作成・公表を始めたばかりの事業者の方々にも活用していただきたいと考えています。環境配慮促進法に基づく「環境報告書の記載事項等に関する告示」の項目と本ガイドラインの報告項目との比較表は 97 頁に示しました。

「環境報告書の記載事項等の手引き」:

[http://www.env.go.jp/policy/hairyo\\_law/index.html](http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/index.html)

「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き(試行版)」(平成 18 年 3 月)

この手引は環境報告書の信頼性を高めるために事業者自らがその評価を行う場合の自己評価の考え方、実施手順から結果の公表までを説明したもので、一つの手法を示し、全ての団体・事業者を対象としています。

「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き(試行版)」:

[http://www.env.go.jp/policy/hairyo\\_law/index.html](http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/index.html)

### 「環境パフォーマンス指標ガイドライン」

「環境パフォーマンス指標ガイドライン 2002 年度版」における環境パフォーマンスの考え方や算定方法については、最新の状況を加味した上で、本環境報告ガイドラインに統合しました。「環境パフォーマンス指標ガイドライン 2002 年度版」では、ほぼ全ての事業者に共通し、環境政策上も重要と考えられる指標を[コア指標]として集約・整理し、それ以外の指標については[サブ指標]としていました。環境パフォーマンス指標ガイドライン 2002 年度版の[コア指標]及び[その他のサブ指標]は本ガイドラインの『第 3 章 3. 「事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況」を表す情報・指標』の記載項目に該当します。[サブ指標]は主に『第 3 章 2. 「環境マネジメント等、環境経営に関する状況」を表す情報・指標』に含まれています。

このほか、環境報告に関するガイドラインとしては、経済産業省の「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン 2001」、グローバル・リポーティング・イニシアチブ(GRI)の「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン G3(2006 年版)」等、複数存在しています。参考資料の 6.【国内外の研究機関等及び諸外国における研究成果】も参照して、よりよい環境報告を行うことが期待されます。

また、環境報告に関連の深い、事業者等の環境マネジメントや情報提供に関するガイドライン等としては次のようなものがあります。

「環境会計ガイドライン 2005 年版」(平成 17 年 2 月)

環境会計とは、「企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組み」です。

環境会計情報は、環境報告書を通じて環境保全への取組姿勢や具体的な対応等と併せて公表することによって、事業者等の環境保全への取組をステークホルダーに伝達するために有効です。これを公表することは事業者等の社会的信頼を高め、社会的評価を確立していくことにつながります。すなわち、外部の消費者、投資家、地域住民等に対して説明責任を果たすと同時に、環境保全の観点も含めた、より適切な事業者評価に結びつく役割が期待されます。

「環境会計ガイドライン 2005 年版」

<http://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2005.html>

#### エコアクション 21

エコアクション 21 は、中小企業向けに取り組み易く取りまとめられた環境経営システム及び環境活動レポートのガイドライン等より構成されているとともに、環境経営システムの中の環境負荷の把握及び環境目標の設定において、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量の把握と目標設定を求めています。この事業者の取組を「エコアクション 21 審査人」が審査し、財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター（エコアクション 21 中央事務局）が認証し、登録します。なお、環境活動レポートの要件は、環境方針、環境目標とその実績、主要な環境活動計画の内容、環境活動の取組結果の評価、環境関連法規への違反、訴訟等の有無の記載と、このレポートを事業所において備え付け一般の閲覧を可能にし、エコアクション 21 中央事務局に送付することです（中央事務局が取組事業者名及び環境活動レポートを公表する）。

財団法人 地球環境戦略研究機関 持続性センター（URL：<http://www.ea21.jp/>）

#### ISO14001

ISO14001（JIS Q 14001）（環境マネジメントシステム-要求事項及び利用の手引）は、いわゆる PDCA サイクルによる環境マネジメントシステムを構築・運用することにより、システムの継続的改善を図ることを基本としています。継続的改善とは、「組織の環境方針に沿って全体的な環境パフォーマンスの改善を達成するための環境マネジメントシステムを向上させるプロセス」と定義されています。

ここでは、組織は内部及び外部のコミュニケーションの手順を確立することが求められています。外部とのコミュニケーションを検討するときには、すべての利害関係者の見解及び情報ニーズを考慮することとしており、その方法として、年次報告書、ニュースレター、インターネット及び地域での会合等が挙げられています。

なお、本環境報告ガイドラインは、環境マネジメントシステムの適合要件や審査登録の基準に変更を加えるものではありません。

#### ISO14063

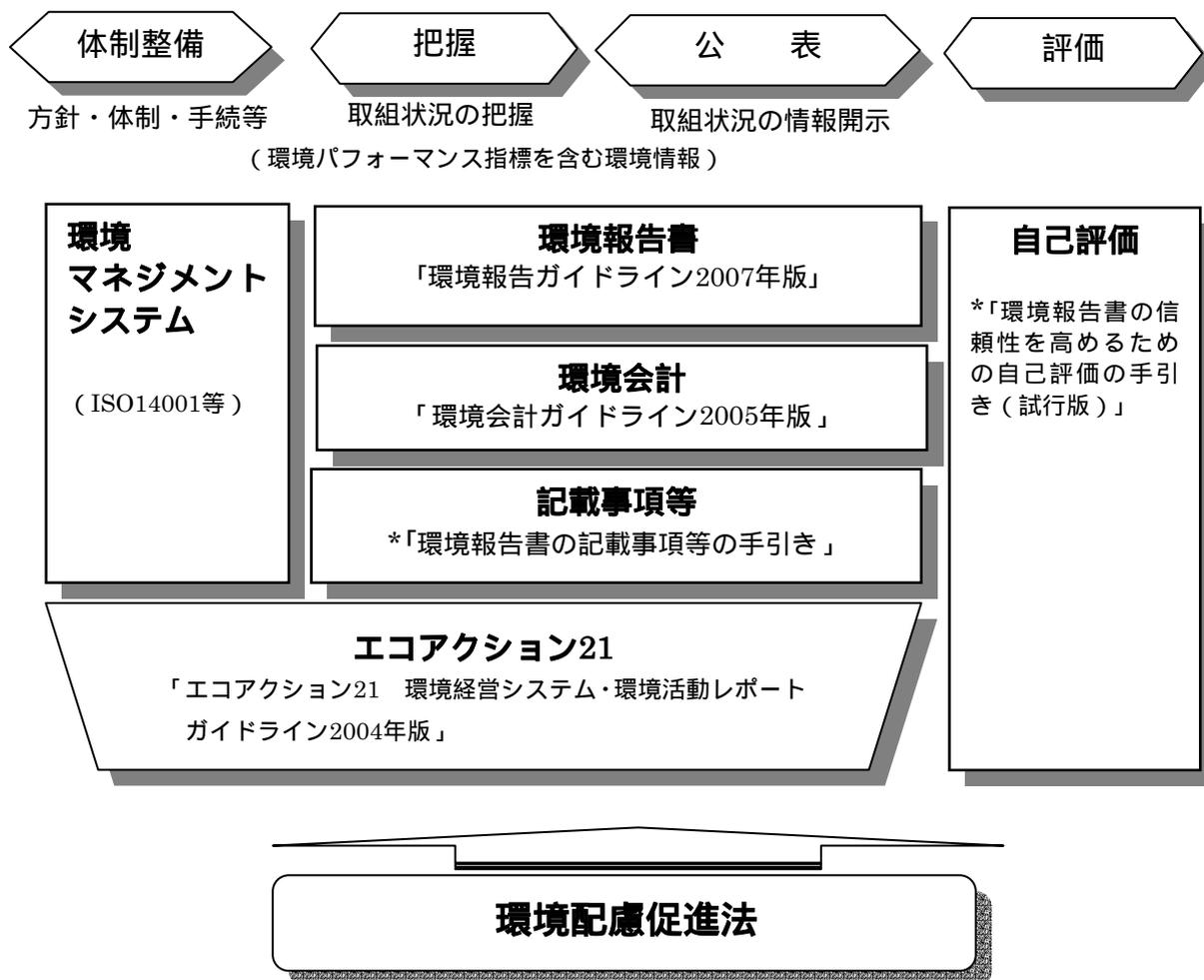
ISO14063(JIS Q14063)(環境マネジメント - 環境コミュニケーション - 指針及びその事例)は、環境コミュニケーションの規格です。環境コミュニケーションは、「環境に関する課題、側面及びパフォーマンスについて理解の共有を促進するために、情報を提供及び入手し、並びに内部及び外部の利害関係者<sup>2</sup>の対話にかかわる、組織が実行するプロセス」と定義されています。

環境コミュニケーションは、持続可能な社会の構築に向けて、利害関係者間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を提供し、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくことといえます。なお、環境コミュニケーションは環境報告よりも広範なもので、環境報告書は環境コミュニケーションのツールの一つです。

---

<sup>2</sup>利害関係者：ここでは「利害関係者」をステークホルダーと同義で使用しています。

## 【既存のガイドライン等との関係】



\*「環境報告書の記載事項等の手引き」、\*「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き(試行版)」については本環境報告ガイドラインの改訂に伴い、整合性を図るための改訂を順次実施します。